

特許情報の普及活用施策の現状と課題

I. 現在の状況

1. 特許情報サービスの全体像

「特許情報」¹とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。具体的には、出願又は権利化された発明や創作の内容等が記載された「公報」に加えて、出願人名や出願日等の「書誌情報」、拒絶理由通知書や意見書等の「審査書類情報」、出願や権利化に至るまでの「経過情報」等が含まれる。特許情報は、企業や研究機関等が、研究開発活動や技術の動向、デザインの動向、さらには、商品やサービスなどの動向等を把握し、事業戦略等を検討する上で重要な役割を果たしている（図1）。特に、特許の出願や権利化に伴って生み出される特許に関する公報は、「技術の公開」と「権利の公示」という目的のもと、技術情報と権利情報の両面を有しており、企業や研究機関等は、これを有効に活用することで、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる（図2）。このように、特許情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要な鍵を握っている。

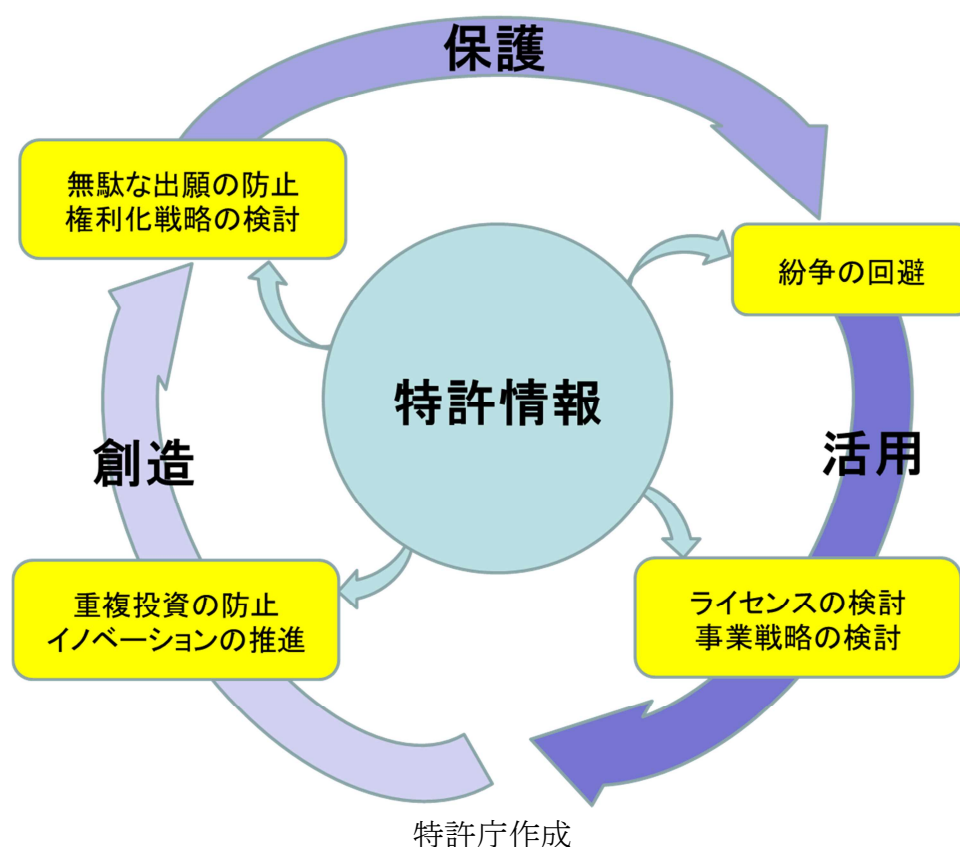
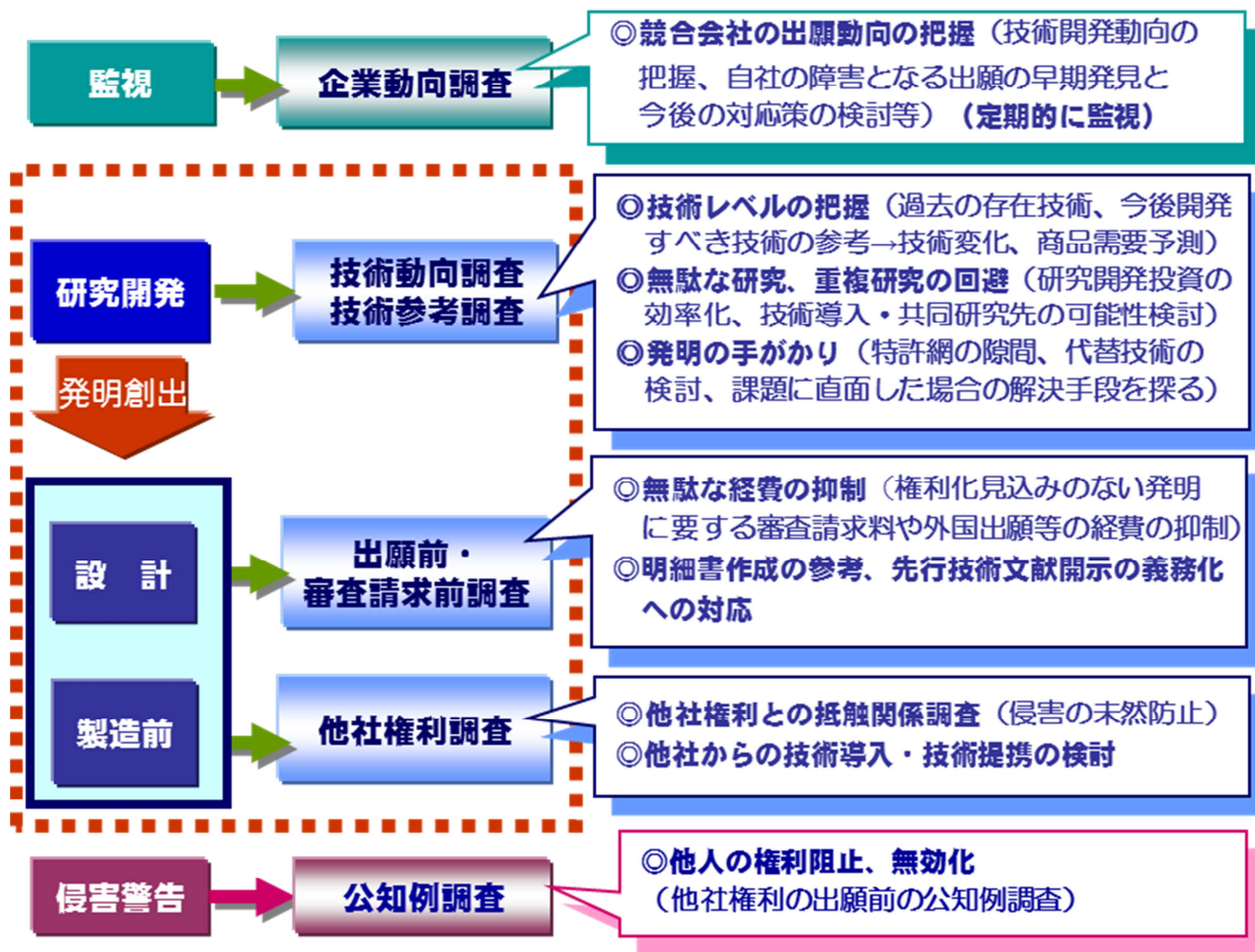


図1 特許情報と知的創造サイクル

¹ 「産業財産権情報」、「知的財産権情報」、「工業所有権情報」と称されることもある。本資料では、特許のみならず、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報を広く「特許情報」と称することとする。



特許庁作成

図 2 特許情報の活用

現在の我が国における特許情報サービスの全体像は以下の図 3 に示すとおりであり、ユーザーは我が国特許庁（JP0）及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、民間サービス事業者、諸外国の特許庁が提供する特許情報サービスを通じて、国内外の特許情報を活用している。我が国では、この特許情報について、国が、データベースの整備を図り、ユーザーにインターネットを通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講じることが求められている（知的財産基本法第 20 条²）。

² 知的財産基本法第 20 条 （情報の提供）

国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。

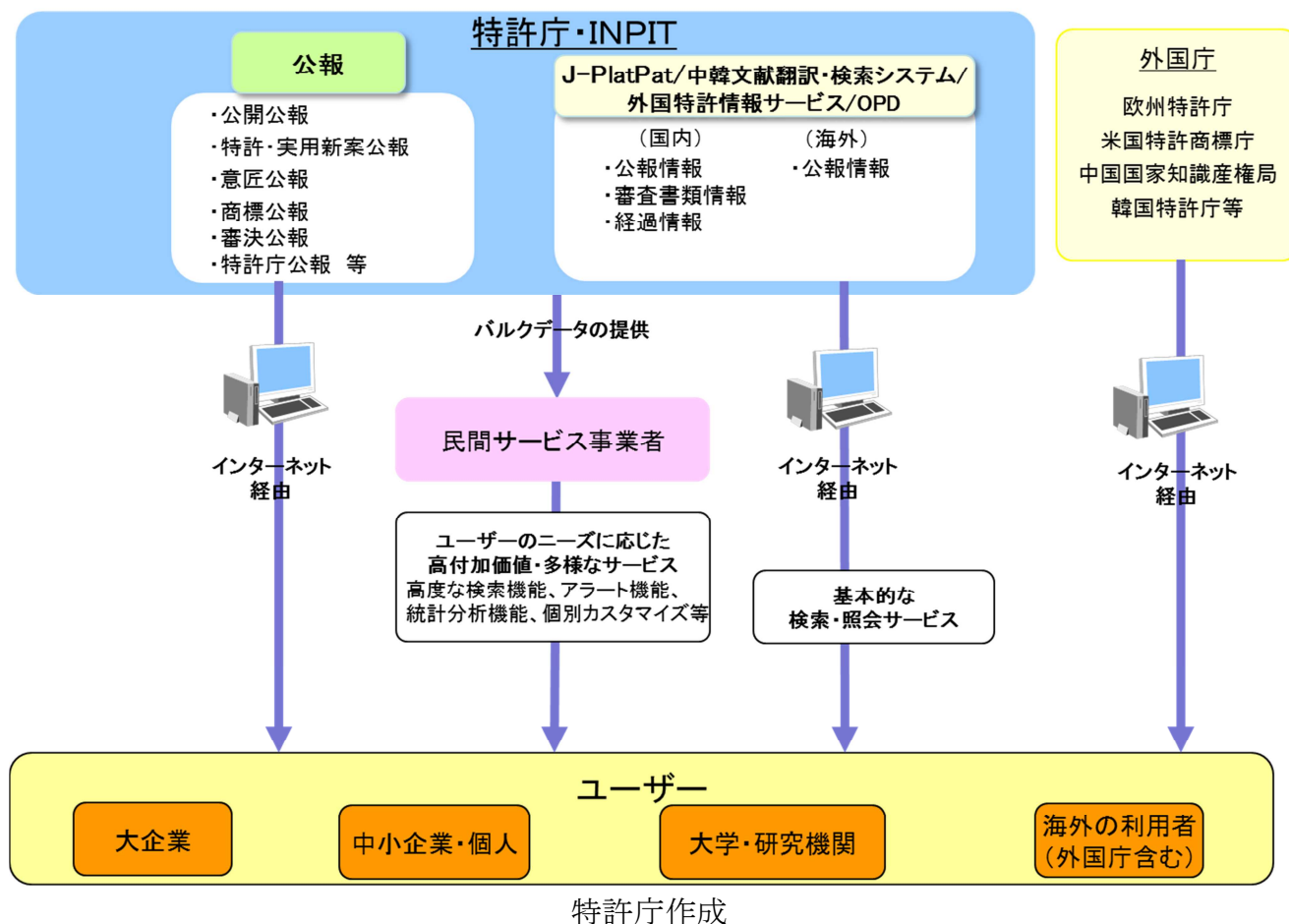


図3 特許情報サービスの全体像（現状）

2. 特許庁／INPITが提供する特許情報サービス

（1）インターネット公報

特許庁においては、特許法等に基づき、明治22年以降、「公報」という形態で、出願情報及び権利情報等を広く情報提供している。

その発行媒体については、情報流通技術の進展、ユーザーニーズ、掲載される情報量への対応等を踏まえ、公報種別によって、紙媒体から、CD-ROM・DVD-ROMを採用してきた。さらに平成16年6月、情報流通技術の急速な発展を踏まえて、インターネットを利用した方法による公報発行に関する規定を整備し³、平成18年1月に「インターネット利用による公報発行サイト」を立ち上げ（図4）、登録実用新案公報からインターネット利用による発行を開始した。

さらに、平成27年4月から特許公報等も含めたすべての公報のインターネットでの発行を実現したところである⁴（図5）。同時に公報種別・発行日単位で条件を入力することにより、

³ 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（平成16年6月4日法律第79号）

⁴ インターネット公報のアクセス件数と各公報ダウンロード件数（平成27年7月実績）

アクセス件数：4814件

ダウンロード件数：公開公報 307件、特許・実用新案公報 206件、登録実用新案公報 288件、意匠公報 152件、商標公報 222件、公開・国際商標公報 199件、審決公報 42件、特許庁公報（審査請求リス

対象を選択してダウンロードすることが可能となった。

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

インターネット 利用による | **公報発行サイト**

当サイトでは、「公開公報」、「特許・実用新案公報」、「登録実用新案公報」、「意匠公報」、「商標公報」、「公開・国際商標公報」、「審決公報」及び「特許庁公報」を発行します。 English

■ お知らせ

※平成27年4月から、公開公報、特許公報、審決公報及び特許庁公報についても、インターネットを利用した公報の発行に移行しました。これにより、特許庁で発行する全ての公報は、当サイトからダウンロードすることができます。

※それに伴い改変を防止するための措置を電子署名からSSLサーバ証明書に切り替えました。これにより、ファイルの分割や電子署名の検証作業がなくなりました。

※インターネットを利用して発行された過去の公報(平成27年3月31日以前)につきましては、直近1年分(平成26年4月1日～平成27年3月31日発行分)のみダウンロードすることができます。直近1年より前に、インターネットを利用して発行された過去の公報につきましては、順次蓄積していく予定です。

■ 最近発行した公報

- 2015/07/30 登録実用新案公報27(2015)-029[477]を発行しました。
- 2015/07/30 公開公報27(2015)-048[648]を発行しました。
- 2015/07/29 特許・実用新案公報27(2015)-030[554]を発行しました。
- 2015/07/28 商標公報27(2015)-029[780]を発行しました。
- 2015/07/28 公開・国際商標公報27(2015)-029[773]を発行しました。
- 2015/07/27 意匠公報27(2015)-029[780]を発行しました。
- 2015/07/24 公示号27(2015)-007[765]を発行しました。
- 2015/07/23 目録(商標)27(2015)-007[259]を発行しました。
- 2015/07/22 拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト(特許)27(2015)-007[259]を発行しました。
- 2015/07/21 審査請求リスト(特実)27(2015)-007[265]を発行しました。
- 2015/06/26 拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト(商標)27(2015)-002[113]を発行しました。
- 2015/06/26 審決公報27(2015)-006[186]を発行しました。

■ 公報のダウンロード

一括ダウンロード 選択ダウンロード

Get Adobe Reader

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

[ご利用の案内](#) [お問い合わせフォーム\(外部サイトへリンク\)](#) [プライバシーポリシー](#) [特許庁ホームページへ](#)

インターネット利用による公報発行サイトより

図4 インターネット公報トップページ

ト(特実)、拒絶査定、出願放棄・取下却下リスト(特許・商標)、目録(商標)、公示号合計) 190件

発行媒体 の変遷 公報名称	紙 	CD-ROM 	DVD-ROM 	インターネット 	現 状
		移行		移行	
特許・実用新案公報	明治22年～(特) 明治38年～(実)	平成6年1月～	平成16年7月～	平成27年4月～	原則週1回(水)発行 設定登録から約6～7週で発行
公開公報	昭和46年～	平成5年1月～	平成16年1月～	平成27年4月～	原則週1回(木)発行 出願から1年6月経過後
登録実用新案公報		平成6年7月～	平成16年1月～	平成18年1月～	原則週1回(木)発行 設定登録から約3～4週で発行
意匠公報	昭和8年～	平成12年1月～		平成19年1月～	原則週1回(月)発行 設定登録から約4～5週で発行
商標公報	明治22年～	平成12年1月～		平成22年1月～	原則週1回(火)発行 設定登録から約4～5週で発行
公開・国際商標公報		平成12年2月～		平成22年1月～	原則週1回(火)発行 出願から約2～3週で発行
審決公報	大正13年～	平成12年1月～		平成27年4月～	原則月1回(最終金)発行
特許庁公報 (公示号 等)	昭和25年～			平成27年4月～	発行日は種類により異なる 原則月1回

特許庁作成

図 5 発行している公報種別とその変遷

(2) 特許情報プラットフォーム

我が国特許庁では、特許情報がより幅広く簡便に利用される環境を整備するために、平成 11 年 3 月にインターネットを通じて特許情報を無料で提供する「特許電子図書館 (IPDL)」サービスを開始した。その後、平成 16 年 10 月に IPDL の運営を INPIT へ移管し、利用者の利便性向上やサービスの拡充を図るため、毎年、新たなサービスや機能を提供してきた。サービスや機能の充実化に伴い、IPDL の検索性数は、年々増加し、近年では年間 1 億回を上回っており、特許情報インフラとして定着してきた。

そして、平成 27 年 3 月には、特許情報について、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、IPDL を刷新し、新たな特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム (英語名: Japan Platform for Patent Information 略称: J-PlatPat)」の提供を開始した (図 6)。J-PlatPat では、主に明治以降に我が国で発行した約 10,030 万件の特許・実用新案・意匠・商標の公報類や諸外国で発行された公報等⁵を蓄積しており、文献番号、各種分類、キーワード等により検索することが可能である。また、審査書類や審査・登録・審判に関する経過等の情報を文献番号等により照会することも可能である。さらに、

⁵ 具体的には、米国、欧州 (EPO)、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、フランス、スイス、カナダの特許情報。

J-PlatPat は、従来の IPDL に比べて、以下の特徴を有している。

- ・充実した検索サービス
- ・使いやすいユーザーインターフェース
- ・中韓文献翻訳・検索システムへのリンク
- ・J-GLOBAL⁶との連携
- ・「色彩」や「音」等の新しいタイプの商標の検索サービス

このような特許情報サービスを通じた特許情報の積極的な利用が増すことにより、知的財産の創造、保護及び活用がより一層進むものと期待される。



INPIT より

図 6 J-PlatPat のトップページ

(3) 中韓文献翻訳・検索システム

我が国特許庁では、平成 27 年 1 月に、中国語・韓国語の特許・実用新案の公報の全文の機械翻訳文を日本語でテキスト検索可能とした「中韓文献翻訳・検索システム」を構築し、審査官及び一般ユーザーに公開した（図 7）。本システムにより、平成 15 年以降に発行された、中国特許出願公開公報、中国特許公報、中国実用新案登録公報、韓国特許出願公開公報、韓国特許公報、韓国実用新案公開公報及び韓国実用新案登録公報の全文の機械翻訳文を、日本語で検索することが可能となっている。平成 27 年 7 月時点で約 1,250 万件の中国語及び韓国語の特許・実用新案の公報が蓄積されている。なお、高品質な機械翻訳を実現するため、実際の中国及び韓国と日本の特許文献から専門用語を抽出して作成した辞書を使用して機械翻訳を行っている。さらに、利用者から誤訳報告を受け付け、辞書

⁶ 国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）が運営する総合的学術情報データベース。
<http://jglobal.jst.go.jp/>

の改善に反映している。

項目 番号	項目間 接続	検索項目	検索キーワード	項目内 接続
1	-	要約+請求の範囲	ネットワーク	AND
2	AND	公報全文(書誌を除く)	無線LAN ナビゲーション	
3	AND	国際特許分類		
4	AND	出願人/権利者		

日本語のキーワードを入力して検索

表示している文献の原文も表示可能。

検索結果を表示。左側に機械翻訳文(検索に用いたキーワードが着色されて表示)、右側に図面を表示。

特許庁作成

図7 中韓文献翻訳・検索システム

(4) 外国特許情報サービス

我が国特許庁では、米欧中韓の五庁内のみならず海外の様々な外国庁と特許情報のデータ交換を行っている。この枠組で受領した外国の特許情報を迅速に一般ユーザーに提供すべく、内製により「外国特許情報サービス(英語名: Foreign Patent Information Service 略称: FOPISE)」を構築し、平成27年8月7日より一般ユーザーに公開した(図8)。本サービスは、既に J-PlatPat で提供されている諸外国以外の特許情報について、簡易検索及び照会を可能とするものである。現在、ロシア、豪州、台湾の特許公報、公開公報等が提供されている。今後も、データ交換の対象国を増やしていくと共に、本サービスから提供される諸外国の特許情報を順次拡大する予定である。

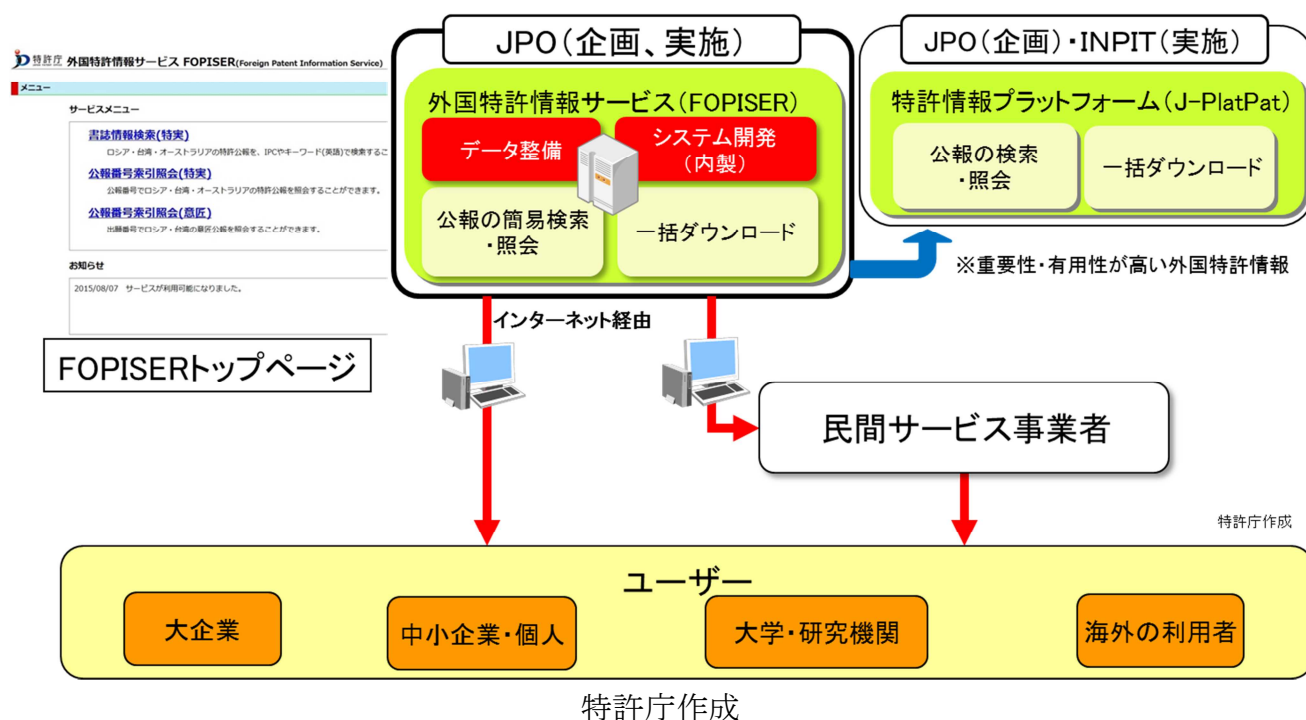


図 8 外国特許情報サービス (FOPISER)

II. 各論点の背景

【論点】

1. 特許庁又は INPIT が運営する公的な特許情報提供サービス (J-PlatPat 等) のあり方
2. 法的検討も要する公報のあり方 (公報における住所掲載の問題等)
3. 中小企業への情報普及施策のあり方

1. 特許情報提供サービスの現状

(1) 我が国特許庁に求められる特許情報提供サービス

ア. 第 19 回工業所有権審議会情報部会報告書 (平成 9 年 6 月)

平成 9 年当時、研究開発・技術開発を一層活発化するためには、特許情報を積極的に活用することが重要であり、当時の通信技術・情報処理技術が飛躍的に進歩していることを考慮すると、迅速、低価格かつ容易に特許情報にアクセスできる環境を速やかに確立する必要があった。このような技術等の進展状況を踏まえ、第 19 回工業所有権審議会情報部会では、その後の特許情報普及施策について、以下の方向で検討することが適当であると報告された。

1. インターネットを通じた工業所有権情報の積極的提供 (インターネットでの提供)
2. 工業所有権情報の提供条件の見直し (マージナルコストでのデータ提供)
3. 海外諸国との工業所有権情報協力の一層の推進 (特許情報の英文での整備)

イ. 産業財産権利用推進委員会（長官私的懇談会）報告（平成 15 年 3 月）

平成 14 年の知的財産戦略大綱及び翌年の知的財産基本法では、特許情報の利用の促進が、知的財産立国の実現に向けての重要な要素であること、及び、国がその実現に向けて提供すべきサービスについて規定された。これらを踏まえて、平成 15 年 3 月の産業財産権利用推進委員会（長官私的懇談会、大山永昭委員長（東工大教授））報告 では、産業財産権情報を広く一般公衆に提供することは、産業財産権制度を実施している特許庁として果たすべき義務であるので、国は、法律に基づき公表が義務づけられている情報を含む基本的な情報を、利用者を限定することなく、広く一般公衆に対して提供することが求められており、国と民間とのベストミックスで一般ユーザーの多様なニーズに応じていくと報告された。

ウ. 産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ（平成 26 年 2 月）

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」「知的財産政策に関する基本方針」にて明らかにされた今後の知財政策の取組み課題を踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会では、今後の特許行政の課題と取組みについて議論を行い、平成 26 年 2 月に「産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ」としてその結果を報告した。

この「とりまとめ」報告書では、平成 15 年の産業財産権利用推進委員会報告の方針を前提としつつ、「諸外国特許庁による情報提供の状況等を勘案して標準的な機能とともにインターネットをはじめとするオープンな方法で提供する」点や「新サービスを早期かつ効率的に実現するために、諸外国特許庁サービスとの連携や研究機関との協力」に関する点など、産業財産権利用推進委員会報告では、「(情報の) 提供の手段については、時代の変遷により見直されるべき」としていた点を具体化し、従来よりも方針を明確化している。

・世界最高水準の知的財産権情報提供サービスの実現

現在、工業所有権情報・研修館がインターネットを通じて提供している特許電子図書館（IPDL）について、官民の役割分担に留意しつつ、世界知的所有権機関や欧州特許庁など諸外国の同様のサービスを超える世界最高水準のサービス提供を目指し新たな情報基盤に刷新する。具体的には、技術開発の重点化や権利調査、先行技術調査等を目的とした内外の文献調査を促進し、知財立国の実現に資するため、中小企業、研究機関、研究者、個人を含め広く一般公衆を対象として、公報等で公表されている情報を中心とする内外の知財情報のうち基本的な情報を、諸外国特許庁による情報提供の状況等を勘案して標準的な機能とともにインターネットをはじめとするオープンな方法で提供する。（略）また、これらの実現に際して、情報提供の迅速化や、サービス間のリンク機能等によるユーザーインターフェースの改善を図る。さらに、新サービスを早期かつ効率的に実現するために、諸外国特許庁サービスとの連携や研究機関との協力の可能性も視野に入れる。

産業財産権情報を広く一般公衆に提供することは、産業財産権制度を実施している特許庁として果たすべき義務である。我が国特許庁は、法律に基づき公表が義務づけられている情報を含む基本的な情報を、利用者を限定することなく、広く一般公衆に対してインターネッ

トを通じて提供してきた。

一方、企業等における研究開発の促進、知財管理の充実、出願・審査請求の適正化のためには、国が提供する基本的な情報のみの利用では必ずしも十分でなく、付加価値のついた情報が必要となる。民間サービス事業者は、高度な検索機能や、国が提供する基本的な情報に付加価値を付けた情報を提供してきた。

このように、国と民間とのベストミックスで一般ユーザーの多様なニーズに応えるべく、官民の役割分担に留意しつつ、世界最高水準の特許情報提供サービスの実現を目指してきた。

(2) 外国庁や民間サービス事業者が提供する特許情報提供サービス

ア. 外国庁が提供する特許情報提供サービス

我が国特許庁のみならず諸外国の特許庁は、インターネットを通じて一般ユーザーに対してそれぞれの庁から特許情報提供サービスを提供している。データの蓄積国数、データの種別、機能、サービス価格（有料／無料）等は様々であるが、近年、急速に各外国庁が提供する特許情報提供サービスが向上している。具体的には、平成 27 年年 4 月から、米国特許商標庁（USPTO）は無料の SDI サービス「Patent Application Alert Service」を開始し、欧州特許庁（EPO）も高度な検索機能を搭載した無料の検索サービス「European patent applications and specifications（EPAB）」を開始した。これら外国庁が提供する特許情報提供サービスの中には、基本的な情報だけでなく付加価値を付けた情報を提供するサービスも存在する。

イ. 特許情報提供サービスの比較

我が国特許庁及び INPIT が提供しておらず、外国庁や我が国の民間サービス事業者が提供している特許情報提供サービスのうち代表的なものは以下のようなものである（図 9）。

① 検索機能

・近傍検索

：検索したい文字列と文字列の距離を検索条件として絞り込むことによって適合度の高い検索を行う機能。

・概念検索

：任意の文章を入力して当該文章の内容に類似する文献を類似する度合い（類似度）の高い順に出力する機能。

・履歴演算

：過去に行った検索結果の履歴を演算することで新たな検索を行う機能。

・検索履歴の保存

：検索履歴を保存し、過去に行った検索履歴を利用できる機能。

② 統計分析

：特許情報の検索結果を統計的に分析する機能。

③ パテントマップ

：特定の特許情報を統計分析し、その結果を分かりやすく図示する機能。

④ SDI サービス（Selective Dissemination of Information）

：定期的に特定の条件に合致した出願の情報を送信する機能。

⑤ ウォッチング／アラートサービス

： 特定の出願を監視し状態の変化が生じた場合にアラートを発する機能。

		日本	外国庁		
			WIPO	欧州特許庁	米国特許商標庁
主なサービス		J-PlatPat	PatentScope	Esp@cenet／ Patent Register ／GPI／EPAB	PatFT／AppFT／ Patent Application Alert Service
書誌データの蓄積国数		11	90か国以上	90か国以上	米国
無料／有料		無料	無料	無料／有料	無料
ユーザーインターフェースの言語		日本語・英語	日本語・英語を含む9か 国語	英語・独語・仏語等	英語
検索機能	番号検索	○	○	○	○
	キーワード検索	○	○	○	○
	全文検索	和文	多言語検索 (12か国語)	英文・独文・仏文	英文
	分類検索	○	○	○	○
	トランケーション (前方、後方、中間 一致による検索)	○	○	○	○
	近傍検索	×	○	○	×
	概念検索	×	×	×	×
	履歴演算	×	×	○	×
	検索履歴の保存	×	×	○	×
統計分析		×	○	◎	×
パテントマップ		×	×	×	×
SDI		×	×	×	○
ウォッチング/アラート		×	×	○	×
		外国庁			民間サービス事業者
		韓国特許庁	中国国家知識産権局		
主なサービス		KIPRIS	Patent Search and Analysis system		
書誌データの蓄積国数		韓国	98の国や組織		
無料／有料		無料／有料	無料／有料	有料	
ユーザーインターフェースの言語		韓国語・英語	中国語・英語・日本語・ 露語・西語・葡語・独語・ アラビア語・仏語		
検索機能	番号検索	○	○	◎	
	キーワード検索	○	○	◎	
	全文検索	韓文	中文	和文・英文	
	分類検索	○	○	◎	
	トランケーション (前方、後方、中間 一致による検索)	番号検索のみ可	○	◎	
	近傍検索	○	○	◎	
	概念検索	×	○	◎	
	履歴演算	×	○	◎	
	検索履歴の保存	○	○	◎	
統計分析		×	○	◎	
パテントマップ		×	○	◎	
SDI		○	○	◎	
ウォッチング/アラート		×	◎	◎	

(○：無料サービスで可、◎：有料サービスのみで可、×：不可)

特許庁作成

図 9 外国庁及び民間サービス事業者が提供する特許情報サービスの比較

(3) 我が国における国と民間サービス事業者との協力事例

我が国において、国と民間サービス事業者とが協力して一般ユーザーへの特許情報の普

及活用を推進する取組も行われている。このような協力事例の一つに外国語文献の機械翻訳に関する取組が挙げられる。我が国特許庁では、外国庁との特許情報のデータ交換を通じて受領した外国公報のテキストデータと日本語の公報テキストデータから、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）と協力し、対訳辞書・対訳コーパスを作成している。民間事業者の機械翻訳研究の促進と特許庁が行う機械翻訳の精度向上のため、これらの対訳辞書・対訳コーパスを、翻訳システムを開発する民間事業者に提供する代わりに、その研究成果の共有を求めている。一方、この対訳辞書を民間サービス事業者に提供することにより、円滑な機械翻訳の精度向上を促すとともに、機械翻訳を活用した成果物である機械翻訳文データも提供することによって、民間サービス事業者が機械翻訳によるサービスを低コストで提供できるよう努めている（図 10）。

また、特許庁及び INPIT は、J-PlatPat や FOPISER を通じて、我が国の公報、及び、書誌情報や経過情報等を利用しやすい形式に変換・加工したデータ（整理標準化データ）、外国庁との特許情報のデータ交換によって受領した外国公報のテキストデータ、日本語で作成した外国公報の要約（和文抄録）等を民間サービス事業者に提供することによって、民間サービス事業者のデータの購入や作成に係る負担軽減に寄与している。

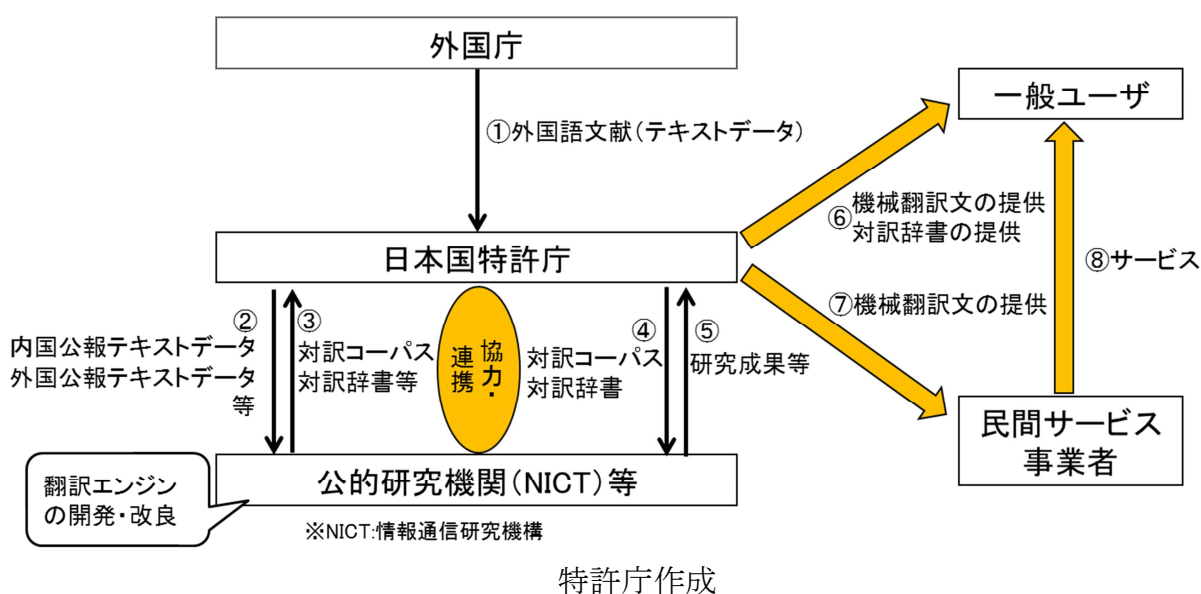


図 10 外国文献の機械翻訳に関する官民の協力

2. 公報

(1) 公報制度の趣旨等

特許庁では、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法に基づき、公報を発行し、出願や権利の詳細を広く一般公衆に知らせている（図 11）。

その主な目的を具体的に言えば、①「出願情報」を一般に提供することで重複投資を防止し効率的な投資を促す出願の公開、②各権利の範囲を示す「権利情報」を一般に提供することで紛争の回避に資するとともにその活用を促す権利の公示の 2 点に整理できる。

公報の歴史は古く、例えば特許公報は、明治 21 年に特許条例第 32 条において「特許発明明細書」及び「特許公報」の印刷について明記されたことに伴い、明治 22 年から発行されている。また、発行媒体については、紙、CD-ROM 等を経て現在はすべての公報をインターネットで提供しているところである。

四法	公報名称	項番	根拠法令・条項等	掲載記事概要
特許法	公開公報	1	第64条	出願から1年6月を経過した案件(特許掲載公報の発行したものを除く)の出願公開(出願公開請求があったときも同様)
		2		出願公開前に設定登録となって特許公報が発行された案件の出願時の技術情報
		3	第193条第2項第3号	出願公開後における第17条の2第1項の規定による補正の掲載
		4	第184条の9第1項、第2項及び第3項	外国語でされた国際特許出願であって、国内書面及び翻訳文が提出され、国内移行された案件
		5		日本語でされた国際特許出願であって、国内書面が提出され、国内移行された案件
		6	第184条の9第7項	国際特許出願であって国際公開された後に行われた補正の掲載
	特許公報	7	第66条第3項	特許権の設定登録があったときに発行
		8	施行規則第29条	協議が成立した旨を特許公報に掲載
	審決公報	9	第193条第2項第7号	審判の確定審決、再審の確定決定又は確定審決、特許異議の申立ての確定決定 ※特許異議の申立ての確定決定については、平成15年改正前の特許法又は平成26年改正後の特許法に基づき発行
		10	第193条第2項第8号	訂正明細書の記載事項及び図面の内容(訂正をすべき旨の確定決定又は確定審決のあったものに限り)
		11	第193条第2項第10号	審決等に対する訴えの確定判決(設定登録又は出願公開がされたものに限り)
		12		判定対象の権利侵害等について、特許庁が厳正・中立な立場で判断した判定結果を公表し、技術範囲の判断等の参考情報として発行
	審査請求リスト(特許)	13	第48条の5第1項	出願公開後に出願審査請求があったときは、その旨を公報に掲載
	拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト(特許)	14	第193条第2項第1号	出願公開後に拒絶査定、出願放棄・取下げ・却下等がなされた案件の掲載
	公示号	15	第191条第2項	公示送達
		16	第193条第2項第1号	特許権の存続期間の延長登録出願の取下げ
		17	第193条第2項第2号	出願公開後における特許を受ける権利の承継
		18	第193条第2項第4号	審査請求期間の徒過に正当な理由がある場合、その理由がなくなった日から2月以内に、請求期間経過後1年以内に行った出願審査の請求
		19	第193条第2項第5号	特許権の消滅又は回復
		20	第193条第2項第6号	特許異議の申し立て、審判請求、再審請求又はこれらの取下げ ※特許異議の申し立て及びその取下げについては、平成15年改正前の特許法又は平成26年改正後の特許法に基づき発行
		21	第193条第2項第9号	裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定
		22	第67条の2第6項	特許権の存続期間の延長登録出願
		23	第67条の2の2第3項	特許権の存続期間の延長登録出願(第67条の2の2第1項の規定による書面の提出)
		24	第67条の3第4項	特許権の存続期間の延長の登録

特許庁作成

図 1 1 特許法における公報発行根拠条文・記事概要

(2) 公報に掲載されている情報及び公報情報の種類一覧

現在発行している公報を分類すれば、①公開系公報、②登録系公報、③その他の公報に大別される。①公開系公報には、特許等の出願情報が掲載され、重複出願や重複研究

等の重複投資を回避することを主たる目的としている。また、最新技術情報等を把握することで新技術の研究や新事業への展開・創作などの参考として利活用できる。②登録系公報は、独占的排他権を有する権利として、権利範囲を明示し、第三者の権利侵害を防止するとともに、ライセンス等の権利の活用を促進する効果を有している。③その他の公報としては、権利取得以外の処分情報（拒絶査定・出願放棄・取下・却下）、審決に関する情報等を提供している（図 1 2）。

なお、公報の仕様等はWIPO標準（世界知的所有権機関（WIPO）で決定された勧告、指針及び標準）に準拠しており、国際スタンダードに沿ったものとなっている。

法区分	公開系公報	登録系公報	その他の公報
特 許	公開公報	特許公報	審決公報（注 1） 審査請求リスト（特許） 拒絶査定、出願放棄・取下・ 却下リスト（特許） 公示号
実用新案	登録実用新案公報		審決公報（注 1） 技術評価書請求リスト（実用 新案） 公示号
意 匠	—	意匠公報	審決公報（注 1） 協議不成立意匠出願公報 公示号
商 標	公開・公開国際商標公報	商標公報	審決公報（注 1） 拒絶査定、出願放棄・取下・ 却下リスト（商標） 商標目録（注 2） 公示号

（注 1）：「審決公報」には、特許、実用新案、意匠、商標の法区分別に、「審決公報」、「決定公報」、「再審公報」、「判決公報」、「判定公報」の公報種別が存在する。

（注 2）：「商標目録」の正式名称は、「登録商標目録」、「更新登録商標目録」、「更新登録防護標章目録」であり、該当する案件があった場合に、各々の名称が併記される。

特許庁作成

図 1 2 四法と主な公報の情報区分との関係

（3）公報の見本及び公報に含まれる個人情報

実際に発行される公報の内容や形式は、法律の規定を基礎として、特許庁が「公報仕様」に基づいて定めている。

公報に掲載される情報としては、出願や権利の内容に関する事項の他、発明者等の氏名、住所などいわゆる個人情報も含まれている。これらの個人情報の掲載は、例えば、公開特許公報に関しては、特許法第 64 条第 2 項第 3 号で「発明者の氏名及び住所又は居所」と明記されていること等に基づくものである（ただし、意匠公報に関しては創作者の氏名及び住所については法律に直接の規定はなく、法律の規定上は意匠法第 20 条

第3項第5号の「前号各号に掲げるもののほか、必要な事項」として掲載している）（図13）。なお、公報に掲載される住所等の情報については、公報発行時点の情報であり、公報発行後に変更があった場合であっても遡って変更等は行っていない。

公報に掲載される個人情報については、昨今の個人情報保護に関する意識の高まりやインターネットによるアクセス容易性の格段の向上を受け、特許庁にも一部のユーザーから個人情報の掲載についての問い合わせや苦情が寄せられている（図14）。また、諸外国においても、公報に掲載する住所について概略表記としている国も多い状況である（図15）。

(19) 日本国特許庁 (JP)		(12) 公開特許公報 (A)		(11) 特許出願公開番号 特開2007-123456 (P2007-123456A)	
(43) 公開日 平成19年5月20日 (2007.5.20)					
(51) Int. Cl.		F I		テーマコード (参考)	
G 0 1 B 12/345 (2006.01)		G 0 1 B 12/34		2 E 1 1 0	
G 0 2 C 9/87 (2006.01)		G 0 2 C 9/87		3 B 0 0 5	
G 0 1 B 67/89 (2006.03)		G 0 1 B 67/89		Z	
G 0 1 B 12/345 (2006.03)		G 0 1 B 12/345		U	
G 0 1 B 34/56 (2007.01)		G 0 1 B 34:56			
審査請求 未請求 請求項の数 2 O L 公開請求 (全 6 頁) 最終頁に続く					
(21) 出願番号 特願2006-123456 (P2006-123456)		(71) 出願人 390000011 特実 花子 東京都千代田区霞が関 4-2-1			
(22) 出願日 平成18年9月10日 (2006.9.10)		(74) 代理人 123456789 弁護士 代理 太郎			
(62) 分割の表示 特願2004-332299 (P2004-332299) の分割		(74) 代理人 234567891 弁護士 代理 次郎			
原出願日 平成16年8月8日 (2004.8.8)		(72) 発明者 発明 太郎 神奈川県横浜市青葉区 1丁目2200番地			
特許法第64条第2項第4号の規定により図面の一部または全部を不掲載とする。		Fターム (参考) 2E110 AA26 AA57 AB04 AB22 AR23 BA03 BA12 BB03 BB22 EA09 GA03W GA32W GA33X GB42W GB54W 3B005 EA06 EB01 EB05 EB09 FA03 FB23 FC09X FC09Z GA02 GA04			
(出願人による申告) 国等の委託研究の成果に係る特許出願 (平成〇〇年度、〇〇省、〇〇委託研究、産業再生法30条の適用を受けるもの)					
(54) 【発明の名称】 ファクシミリ走査装置					
(57) 【要約】					
【目的】 ファクシミリ端末パラメータ鑑別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。					
【構成】 通信時の端末パラメータを鑑別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末 1 a、1 bは制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には現れない特定の鑑別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末 7はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の鑑別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。送信側のユニークコードは端末装置が製造された時点で既に装置固有の制御信号の一部として読み出し専用メモリにインプリメントされるので、ハードウェア上の負担にはならない。					

公報仕様特許、実用新案第4.2版から特許庁作成
図13 公報見本（公開特許公報）

特許庁に寄せられた公報に掲載される 個人情報に対する問い合わせ例

- ✓ プライバシーの問題から、公報等から住所を削除して欲しい。
- ✓ インターネットの掲示板等に、特許や意匠の公報から住所を見て、DMが届いたり、人が訪ねて来たりすることがあると書いてあり、不安なので出願を躊躇している。自宅で仕事をしているし、会社ではないので、自宅しか書く場所はない。

特許庁作成

図 1 4 特許庁に寄せられた公報に掲載される個人情報に関する問い合わせ例

	特許	実用新案	意匠	商標
日本	全て (特66条)	全て (実14条)	全て (意20条)	全て (商18条)
米国	概略	(※1)	概略	全て
欧州(※2)	概略		全て	全て
韓国	選択制	選択制	選択制	選択制
中国(※3)	全て	全て	全て	全て
ドイツ	概略	概略	概略(※4)	概略(※4)

※1 米国、欧州には実用新案制度が存在しない。

※2 欧州について、特許は「欧州特許庁(EPO)」、意匠・商標は「欧州共同体商標意匠庁(OHIM)」がそれぞれ所管している。

※3 中国について、特許・実用新案・意匠は「中国国家知識産権局(SIPO)」、商標は「中国国家工商行政管理総局(SAIC)」がそれぞれ所管している。

※4 ドイツ特許庁の発行する意匠、商標の公報においては、権利者の住所は概略掲載されるが、他に「連絡先」(代理人も可)の住所の全てが掲載される。

特許庁作成

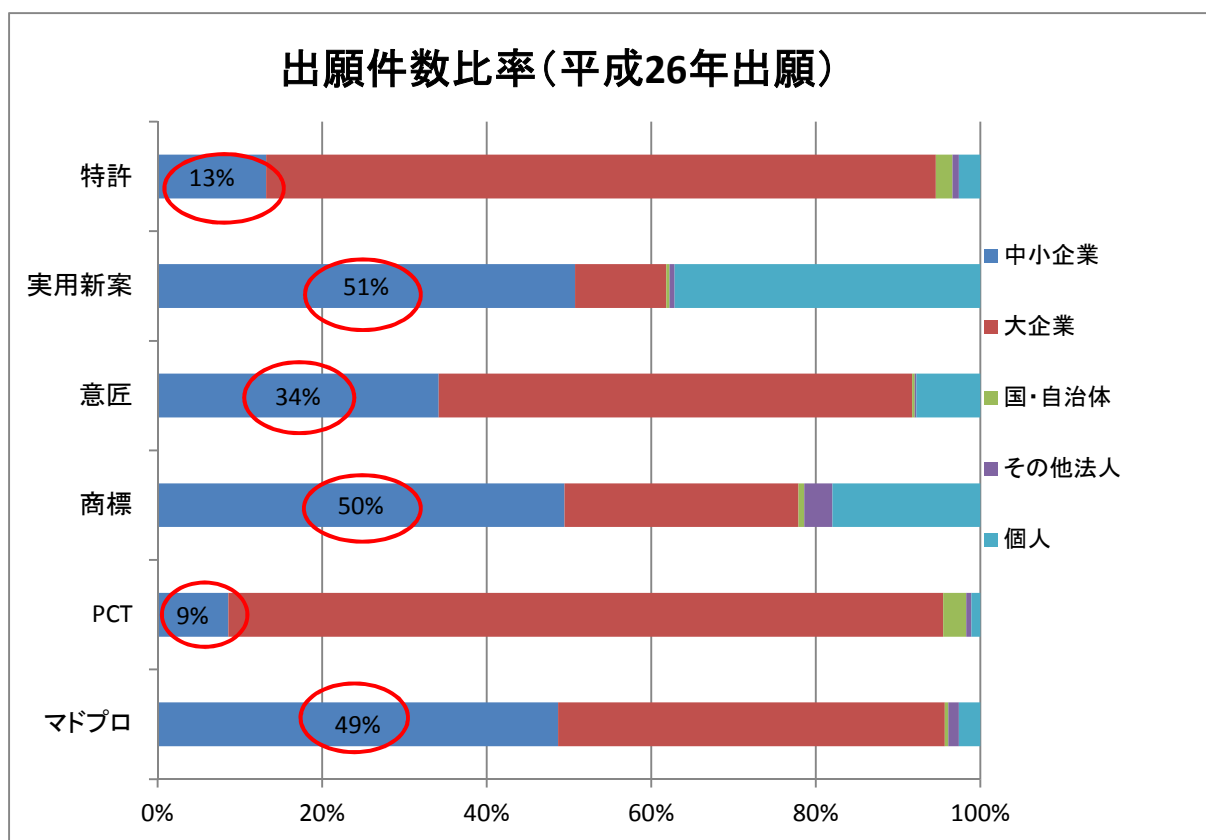
図 1 5 諸外国の公報における住所表記

3. 中小企業の情報普及施策

(1) 中小企業における特許情報の活用現状

内国人に占める中小企業の特許出願は、平成 23 年以降増加傾向⁷にあるものの出願件数でみれば 13%にすぎず、中小企業数 385 万社が日本の企業全体の 99.7%を占めていることからみて、中小企業における知財活用はまだまだ低調である。また、意匠出願、商標出願を見ると、中小企業の占める割合が意匠 34%、商標 50%と特許出願よりも高くなっているが、必ずしも高いとはいえない（図 1 6）。このことは、産業財産権に関心のある中小企業が少ない、言い換えれば特許情報自体の経営上の重要性について関心が薄いことを示している。

その一方で、特許情報を利用して研究開発の方向性決定、商品開発に係る課題解決の検討、他人の権利調査による侵害の未然防止等、様々な事業活動で有効活用を図り、企業経営に貢献している事例⁸も見られる。



特許行政年次報告書 2015 年版を基に特許庁作成

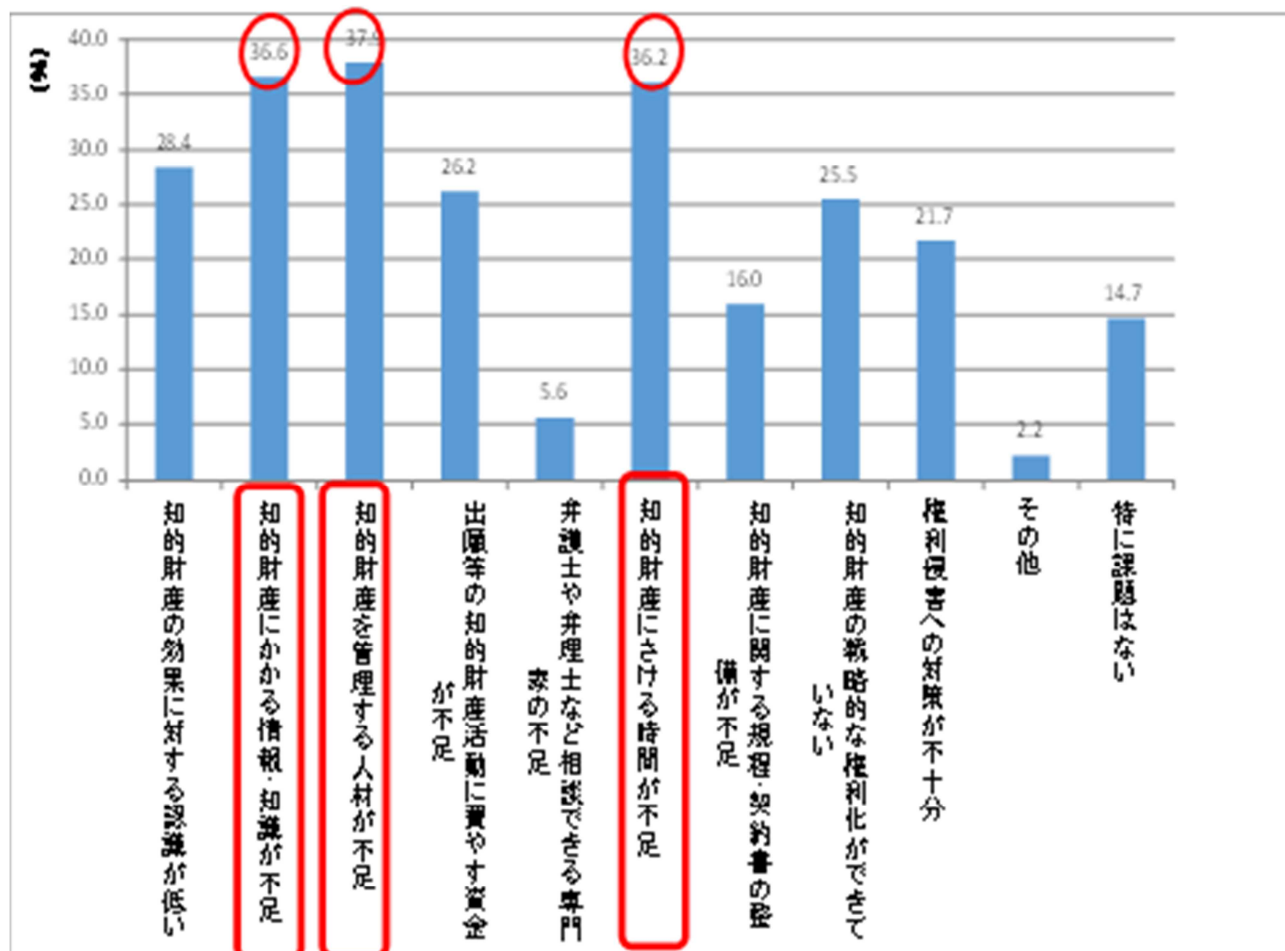
図 1 6 出願人別出願件数比率

⁷ 内国人に占める中小企業の特許出願件数の割合は、平成 24 年 11%、平成 25 年 12%、平成 26 年 13% となっており、近年増加傾向を示している。

⁸ 知的財産権活用企業事例集 2014（知恵と知財でがんばる中小企業）特許庁

特許情報は、中小企業においても、事業戦略の策定から商品化、更には他人の権利調査に至るまで様々な事業活動において活用することができる重要な情報である。

しかし、特許庁が行った調査⁹においても知的財産活動の取組に向けた課題として、知的財産にかかる情報・知識の不足が上位に挙げられているなど(図17)、全体としてみると、中小企業においては、特許情報が十分に活用されていないものと推察される。



平成 25 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」(特許庁)

図 17 知的財産活動の取り組みに向けた課題(全体)(複数回答)

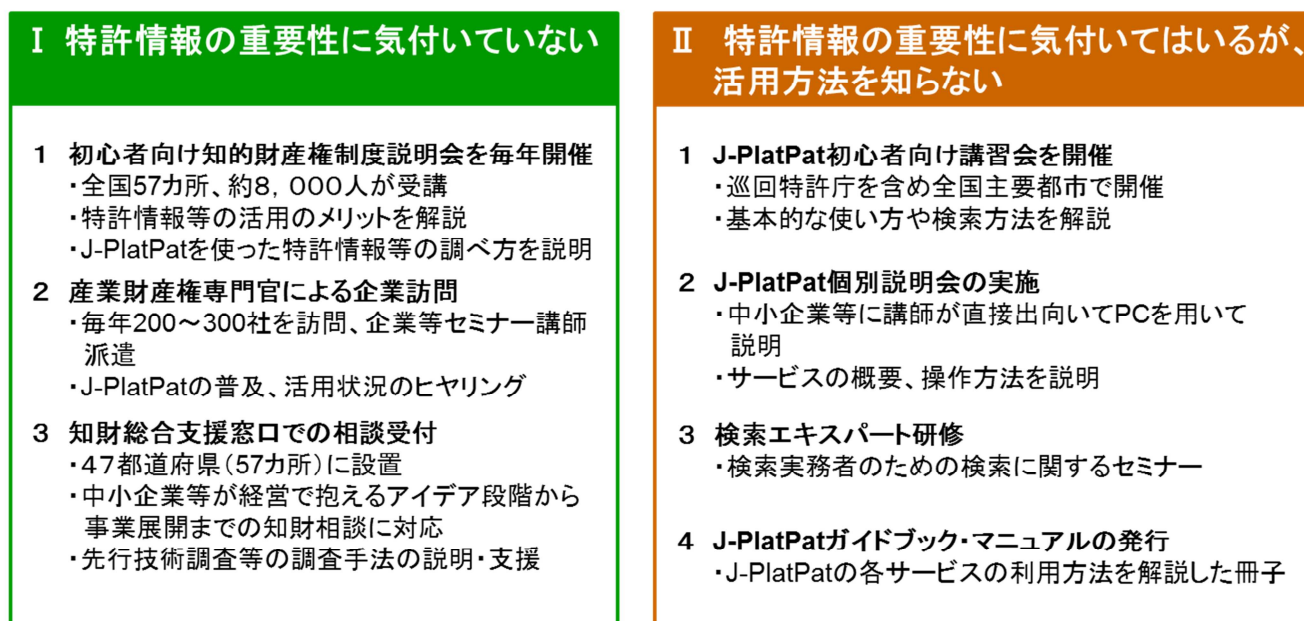
(2) 特許情報活用の普及啓発の現状

前述の「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」のサービスは、インターネットを通じて、誰でも、いつでも、どこからでも、特許情報等の検索が無料で簡単にできるサービスであり、中小企業においてもアクセスが容易であり、利用の促進が期待される。

そのため、中小企業等に対し、特許情報の重要性の認識に応じた普及啓発活動を展開しているところである。そもそも特許情報の重要性に気づいていない中小企業等には、初心者説明会や企業訪問を通じて情報活用のメリット等を説明することに重点を置き

⁹ 平成 25 年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」(特許庁)

ており、他方で、特許情報の重要性に気付いてはいるが、活用方法を知らない中小企業等には、講習会や個別説明会による情報活用のデモンストレーションや J-PlatPat の操作・活用方法の説明を実施している（図 1 8）。



特許庁作成

図 1 8 特許情報活用の普及啓発

（3）中小企業への情報普及施策の現状

さらに、中小企業等における特許情報の活用を促進し、中小企業の経営戦略に活かすため、平成 27 年度から新たな支援策として「中小企業等特許情報分析活用支援事業」を開始した（図 1 9）。本事業は、研究開発・出願・審査請求といった各段階のニーズに応じた包括な支援メニューを揃えており、①無駄な研究開発投資の回避やオープン・クローズ戦略の策定の支援等を通じ、個々の中小企業における効果的な権利取得の促進と、②地域を支える中小企業、地方自治体、商工会議所や商工会等の経済団体及び生産者事業協同組合等も支援の対象とすることで、地域に対する知財支援を強化し、地域の活性化の促進を目指している。

中小企業等特許情報分析活用支援事業の概要(平成27年度新規)



- ・①「研究開発段階」及び②「出願段階」については、特許マップ等の作成を通じて、合わせて50件の支援を予定。
- ・③「審査請求段階」にかかる特許調査・分析については、1,000件の支援を予定。

支援対象

- ・中小企業
- ・地方公共団体
- ・都道府県等中小企業支援センター
- ・商工会議所や商工会等の経済団体
- ・生産者事業協同組合 等

申込み先

(一社) 発明推進協会

包括的な先行技術調査

①研究開発段階

新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の作成を支援。

⇒ 効果的な研究開発投資を促進。

②出願段階

中小企業に対するオープン・クローズ戦略の策定等、出願戦略の策定を支援。

⇒ 強い権利の取得、権利化可能性の向上。

③審査請求段階

公開特許文献等の調査を通じ、中小企業等の権利取得判断を支援。

⇒ 無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減。

特許庁作成

図 1 9 中小企業等特許情報分析活用支援事業

III. 最近の環境変化を踏まえた論点の検討

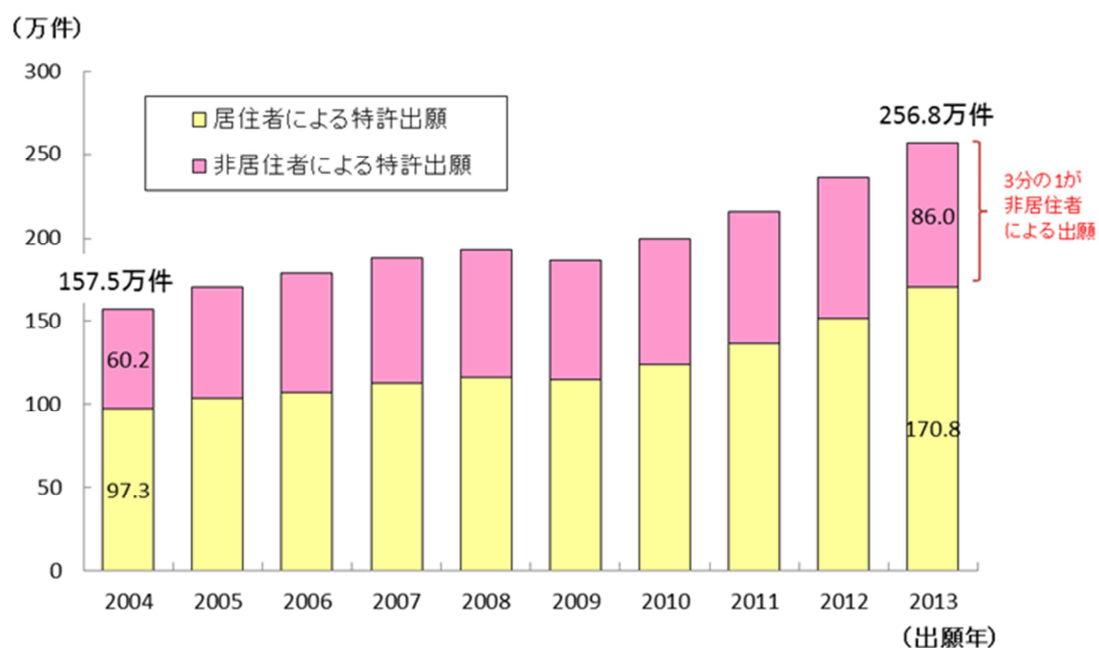
1. 最近の環境変化

(1) 知財活動のグローバル化

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産や研究開発に関する海外拠点の設置など企業活動のグローバル化が進むことで、海外における知的財産権取得の意識が高まっており、世界における特許、意匠、商標のいずれにおいても近年、出願件数は急増している(図20、21、22)。また、我が国から海外への特許出願件数が、この10年で1.4倍に増加している(図23)ことから分かるように、我が国企業の知財活動もグローバル化している。このような状況のもと、海外も含めて各企業は、先行技術調査や事業進出先国での権利調査のため、諸外国の特許情報を迅速かつ正確に把握することが必要になっている。

また、各企業がグローバルに事業を展開する際に、近年、デザインの重要性も増している。製品の外観デザインを意匠権として適切に保護し、海外発信することが、我が国企業の国際競争力を確保する上で重要であり、諸外国での模倣品対策にも有効である。そこで、デザインを活用した我が国企業のグローバルな事業展開を、国際的な意匠権の取得環境の整備の面から支援するため、我が国は、平成27年2月に「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」に加入し、5月13日より同協定に基づく出願受付を開始したところである。

意匠や商標も含めた諸外国の特許情報についても、ユーザーが利用しやすい形で、有効に普及活用させることにより、このような我が国企業のグローバルな知財活動を支援するべきであるとの声が寄せられている。



特許行政年次報告書 2015年版を基に特許庁作成

図 2 0 世界の特許出願件数の推移

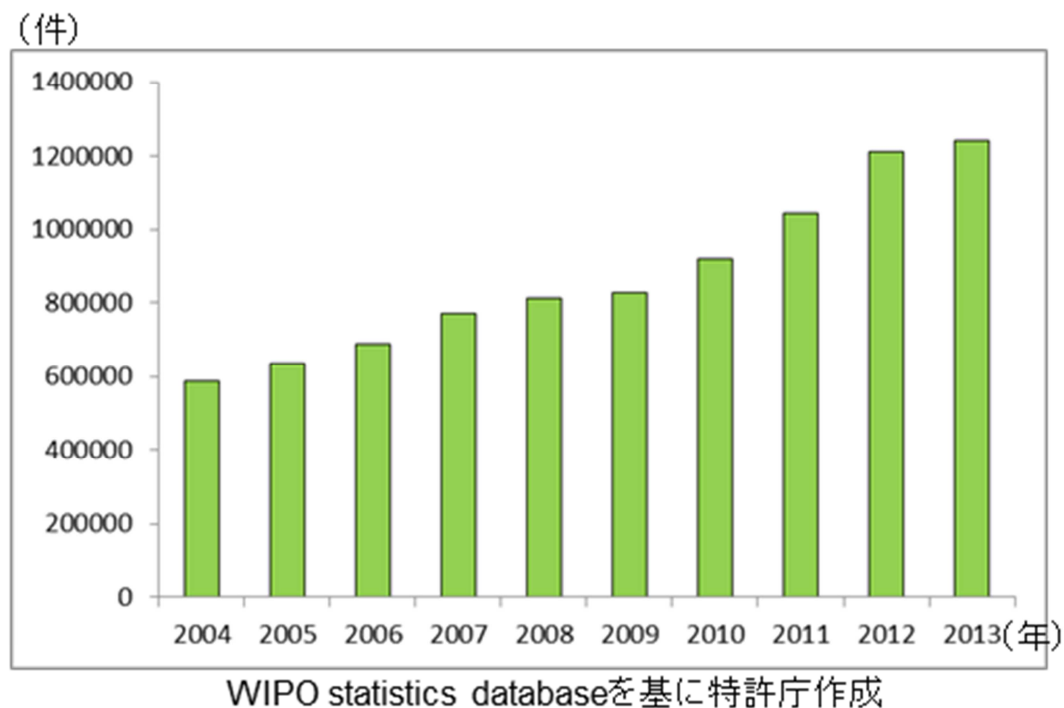


図 2 1 世界の意匠出願件数の推移

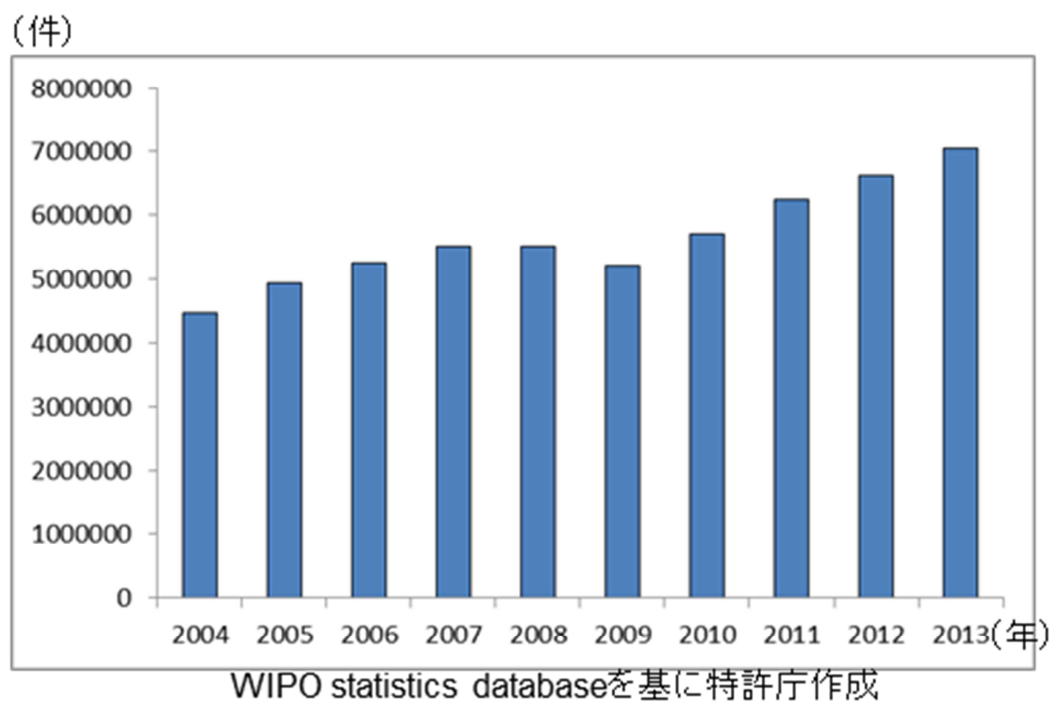


図 2 2 世界の商標出願件数の推移

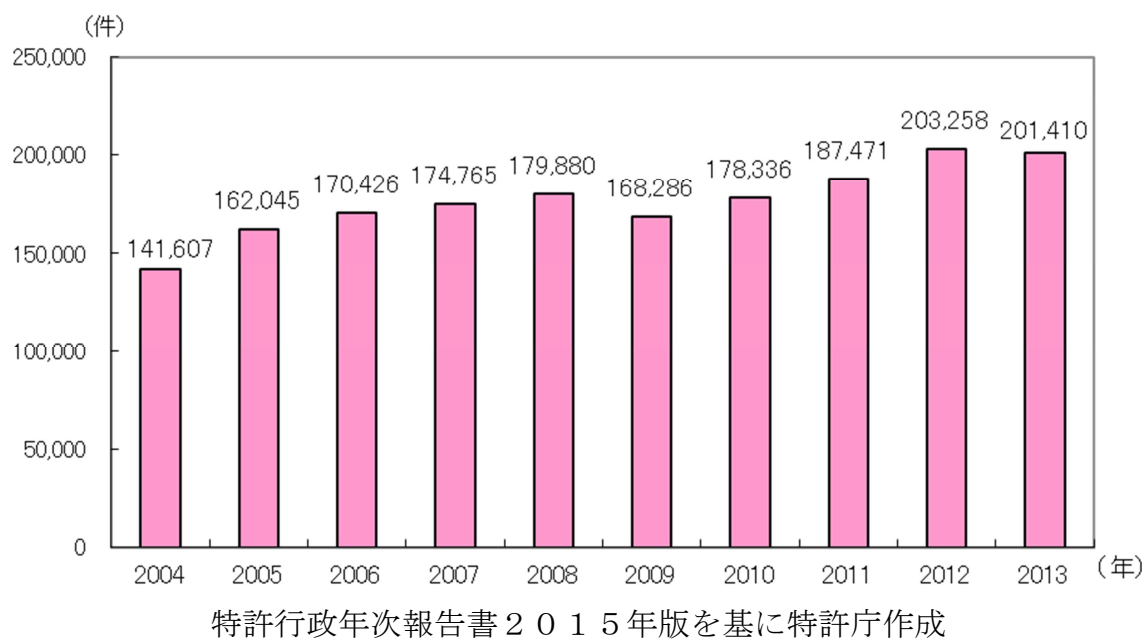
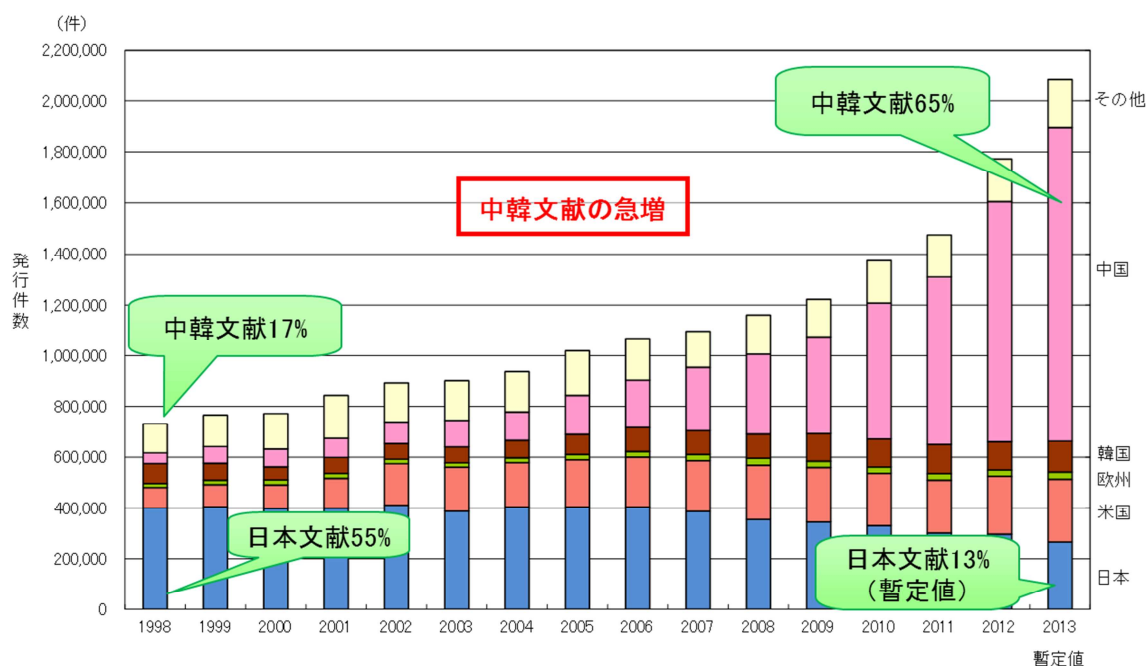


図 2 3 我が国から海外への特許出願件数の推移

(2) 中韓文献の急増

一方、世界の特許文献に目を向ければ、近年、日本語以外の言語で記載された外国特許

文献の割合が増加している（図 2 4）。中国語・韓国語でしか読むことのできない特許文献が、世界の特許文献の 65% を占めるに至っている今日において、これらの特許文献を検索できる環境の整備が、我が国企業のグローバルな事業展開や研究開発の推進に不可欠になっている。このような状況に対応するため、我が国特許庁は、中国語・韓国語の特許・実用新案の公報の全文の機械翻訳文を日本語で検索することが可能な前述の「中韓文献翻訳・検索システム」のサービスを開始したところ、ユーザーからは本システムにおける機械翻訳の更なる翻訳精度の向上が望まれている。



（備考）世界で発行された特許文献（実用新案含む）を言語別に整理し、重複を排除したもの。複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本の特許としてカウント。日本語がない場合には、米国（英語）、欧州（英語、仏語、独語）、韓国（韓国語）、中国（中国語）の順で該当する国・地域（言語）の特許文献としてカウント。2013 年の発行件数は暫定値。

特許庁作成

図 2 4 世界の特許文献の内訳

（3）「世界最速・最高品質の特許審査」の海外発信

我が国特許庁では、平成 25 年度末までに特許の一次審査通知までの期間を 11 か月とするという目標（FA11）の達成に向けて、平成 16 年以来様々な取組を実施することでこの目標を達成した。この間、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、更なるイノベーションと企業収益の増進を図るため、海外における権利取得の重要性が一層増していた。このため、我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知財活動を支援するべく、「世界最速・最高品質の特許審査」を着実に実現し続けていく必要がある。

このような我が国特許庁の審査結果である出願・審査関連情報（ドシエ情報）を各国審査官が相互参照可能とするシステム整備を行うべく、我が国特許庁では、平成 16 年から

インターネットを利用した「高度産業財産ネットワーク（AIPN）」により、機械翻訳した我が国のドシエ情報の外国庁への提供を開始し、平成 18 年には日米欧三極特許庁で相互にドシエ情報を参照できるシステムを構築した。さらに、平成 20 年に、日米欧中韓の五庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供する IT サービス「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を提唱し、平成 25 年 7 月に五庁審査官を対象とする OPD サービスを開始した（図 2 5）。

その後、審査官用に開発された OPD サービスをさらに拡充し、世界中の一般ユーザーが同様にサービスの提供を受けることができるよう協力を進めてきた。その結果、我が国のドシエ情報は、平成 27 年 3 月以降、他庁のドシエ情報と合わせて一般ユーザーに一括提供されている。これによって、我が国のユーザーは我が国のドシエ情報と合わせて各庁におけるドシエ情報も迅速かつ的確に把握できるようになり、諸外国における円滑な権利取得が可能になる。

一方、外国庁及び外国ユーザーからは、我が国特許庁の審査結果を、AIPN、OPD サービスを通じて、精度の高い機械翻訳文で提供することを求める声が寄せられている。

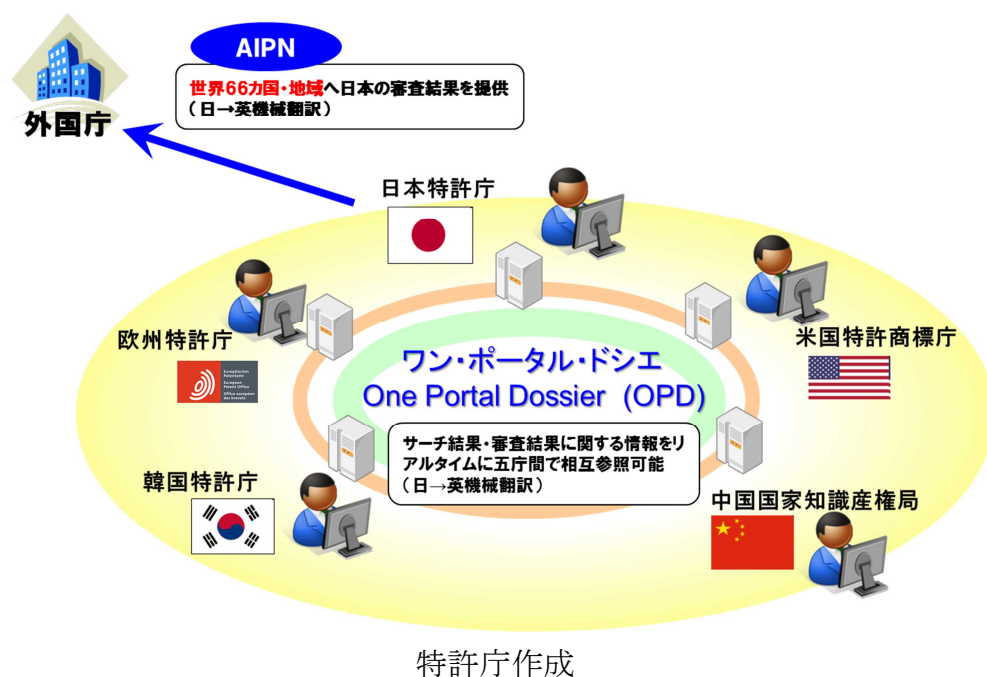


図 2 5 OPD 等による我が国特許庁の審査結果の発信

（４）国際的な枠組での特許情報サービスの協力強化

我が国特許庁のみならず諸外国の各特許庁は、各庁間で交換した外国庁の公報を含む特許情報を、インターネットを通じて一般ユーザーに提供している。近年、一般ユーザーから、国際的な枠組での特許情報サービスにおける協力の強化が求められている。具体的には、平成 27 年 1 月に開催されたグローバル・ドシエ・タスクフォース会合で、五庁にて「グローバル・ドシエ」として短期的優先五項目¹⁰に取り組むことが産業界から要請され

¹⁰ a. リーガルステータス：五庁に出願された一連の出願について、その法的な状態（リーガルステータス）を提供するもの

た。この要請を踏まえ、五庁は、短期的優先五項目の実現に向けて、サービス実現の手段や課題等について検討を進めている。

また、特許のみならず、意匠及び商標の分野でも国際的な枠組での協力は強化されている。例えば、商標では、日米欧中韓の商標五庁において、各庁が提供する商標情報サービスで、「審査中」「登録済」といった各出願の法的状態を共通の形式で表示する共通ステータス表示の実現に向けて検討を進めている（図26）。また、世界知的所有権機関（WIPO）に我が国の意匠、商標の情報を提供し、WIPOが提供するサービス¹¹に我が国の意匠、商標の情報も掲載されており、一般ユーザーは日本の情報と諸外国の情報とを一括して検索することが可能となる（図27）。

企業がグローバルな知財活動を行う上で国内外の特許情報の普及活用が必須になっている今日において、我が国ユーザーからは、特許情報の利便性を向上させるために、国際的な枠組におけるこれらの特許情報サービスの協力の推進が要請されている。

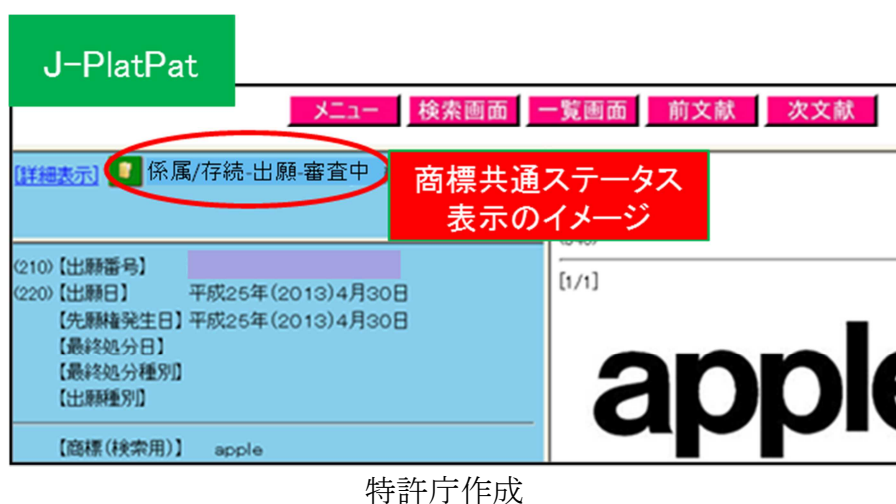


図26 商標共通ステータスの表示

- b. アラート機能：五庁に出願された一連の出願に関して、出願・審査関連情報に変更があったことを知らせるもの（アラートサービス）
- c. 出願書類や手続書類等のXML化：五庁の出願書類（明細書等）や手続書類等をXMLで提供するもの
- d. 特許庁間での書類交換に関する実証実験（Proof of Concept）：出願人が、五庁のある庁へ行った手続が、他の五庁においても有効な手続として自動的に処理されるサービスの実証実験を行うもの
- e. 出願人名称の統一：出願人名称による特許情報検索の精度向上等を目指し、同一出願人であるにもかかわらず出願によって異なる出願人名称を統一するもの

¹¹ 意匠については、グローバルデザインデータベース。商標については、グローバルブランドデータベース。



図 2 7 WIPO グローバルブランドデータベースへの商標公報の提供

2. 具体的な検討課題

(1) 公的な特許情報提供サービスにおける諸問題

知財活動のグローバル化や I T 技術の発達に伴い、特許情報サービスに対する我が国のユーザーからのニーズは高度化、多様化している。また、前述のとおり、外国庁が提供する特許情報サービスは、近年、急速に向上している。このような状況とユーザーからの要望を踏まえて、世界最高水準の知的財産権情報提供サービスの実現を目指し、我が国のユーザーが他国のユーザーよりも充実した特許情報サービスが享受できないということがないように、公的な特許情報提供サービスの役割を整理する必要があるのではないか。

(2) 法的検討も要する公報における諸問題

公報を巡る歴史は長く、出願や権利に関して必要な事項を一般公衆に提供してきたところである。氏名、住所等の個人情報についても独占的排他権である産業財産権の権利主体の所在を特定する等の視点から従前より掲載されてきた。

しかしながら、昨今のインターネットの爆発的普及により情報の入手と拡散が、全国的・全世界的に行われる現状に鑑み、公報として提供している情報について、個人情報の保護や、必要な情報へのアクセス手段の確保・国際ルールとの整合性等に留意しつつ、今

目的な在り方（①公報における住所掲載の問題等）について見直し、検討が必要ではないか。

（３）中小企業への情報普及施策における諸問題

特許情報の有効活用により企業経営に貢献している事例も見られるものの、中小企業における知財活用はまだまだ低調であり、全体としては特許情報自体の経営上の重要性について関心が薄いことといえる。

こうした現状を踏まえつつ、地域の活性化に大きな役割を果たす中小企業に対し、特許情報の活用の重要性について、中小企業の意識度に配慮しながら中小企業の理解を一層深めるための施策を、「普及」と「支援」を両輪として講じる必要があるのではないか。

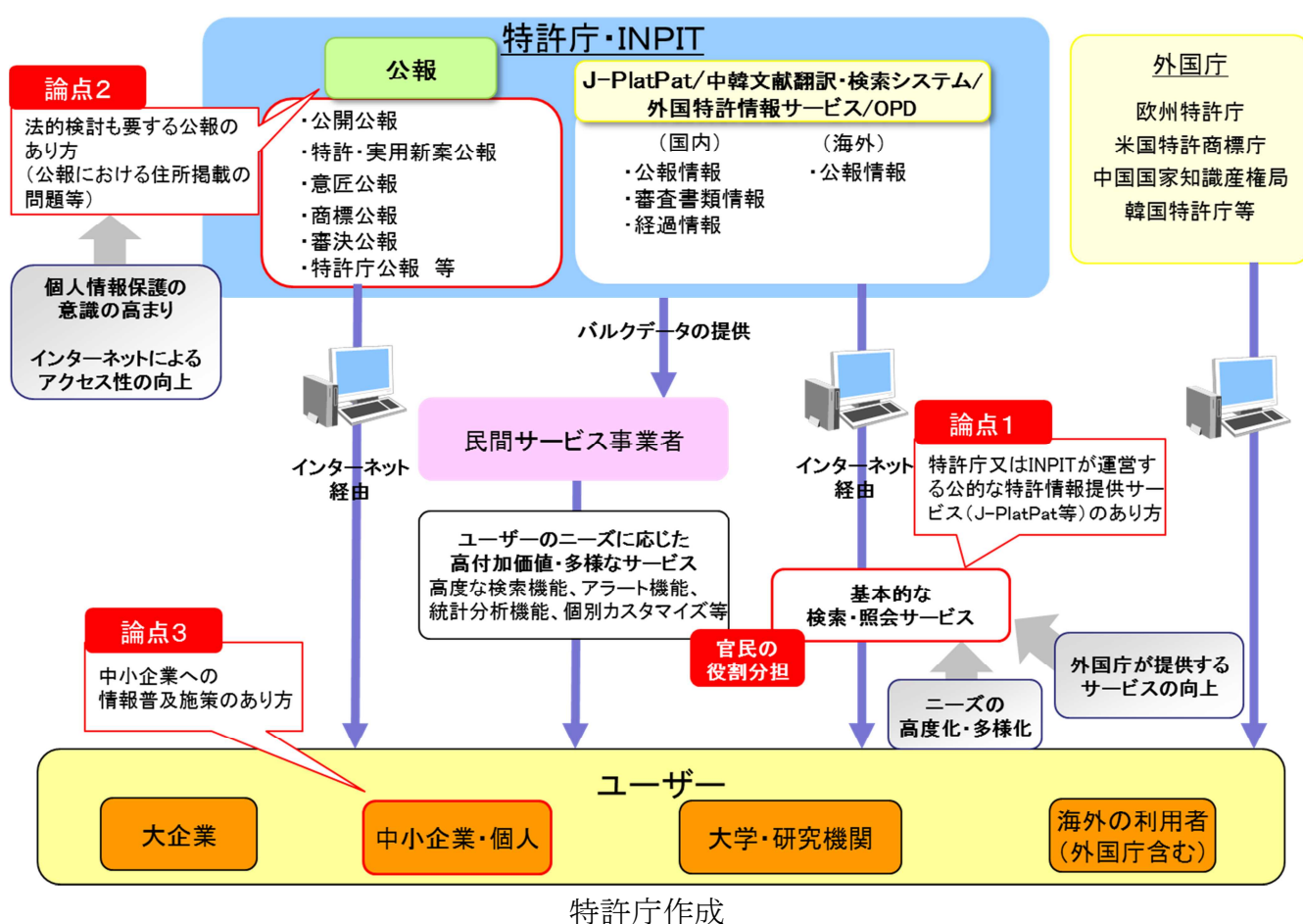


図28 情報普及活用施策の現状と課題